

令和 5 年 1 2 月 1 4 日 指 導 室

# いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果について

区立学校において発生した、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態について、学校い じめ問題調査委員会の調査結果を報告する。

## 1 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第二十八条において、次に掲げる事態を重大事態という。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ※「いじめ防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)より
  - (2) に該当する事案について:不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。
  - (1) (2) に共通すること:児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、その時点で、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

#### 2 事案の概要について

## (1) 事案ア

① 被	害を訴えた児童	区立小学校6年生(令和2年度当時)
2 L	じめに係る児童	区立小学校6年生1名(令和2年度当時)
3 W	じめに係る行為が行われた期間	令和元年~令和2年9月まで
<b>4</b> い	じめ発見のきっかけ	保護者からの訴え
⑤ 訴:	えのあった主ないじめの態様	いやなことを言われたりされたりする
		たたかれたり、蹴られたりする

#### 【概要】

学校は、被害を訴えた児童の保護者からの申し立てがあったいじめの行為について、 関係児童からの聞き取りやアンケート調査等を実施するも、具体的な事実を特定することはできなかった。

現在、当該児童は中学校に進学し、登校している状況である。今後も、必要に応じて 当該児童の進学した中学校と連携をとり、当該児童への支援を図っていく。

### (2) 事案イ

① 被害を訴えた生徒	区立中学校1年生(令和4年当時)
② いじめに係る生徒	区立中学校1年生3名(令和4年当時)
③ いじめに係る行為が行われた期間	令和4年6月3日から令和4年12月12日まで
④ いじめ発見のきっかけ	保護者からの訴え
⑤ 訴えのあった主ないじめの態様	いやなことを言われたりされたりする
	たたかれる

### 【概要】

学校は、被害を訴えた生徒の保護者の申し立てにより、関係生徒へ聞き取りを実施し、当該生徒に対するいじめを認知した。担任は、保護者の申し立て以前に、当該生徒が嫌な思いを抱いている可能性に気づき、言動に注意を払っていたものの、当該生徒等から丁寧に話を聞くことはなかった。また、他の教職員と情報の共有をしなかったため、組織的な対応が遅れた。

現在も当該生徒は登校できていないが、令和5年9月からフリースクールにオンラインにて参加している。今後も、当該生徒および保護者の気持ちを第一に、当該中学校と教育委員会が連携して、さらなる支援を図っていく。

#### (3) 事案ウ

		and the second s
1	被害を訴えた児童	区立小学校6年生(令和5年度)
2	いじめに係る児童	区立小学校6年生7名(令和5年度)
3	いじめに係る行為が行われた期間	令和5年4月~令和5年6月まで
4	いじめ発見のきっかけ	保護者からの訴え
<b>⑤</b>	訴えのあった主ないじめの態様	悪口やいやなことを言われる

#### 【概要】

学校は、被害を訴えた児童の保護者からの申し立てがあったいじめの行為について、 関係児童からの聞き取りを実施し、当該児童に対するいじめを認知した。担任は保護者 の申し立てた行為以外にも、学級でいじめと考えられる行為について認知し、いじめに 係る児童に対して指導を行った。

現在、当該児童は江東区教育委員会教育支援センター(ブリッジスクール)への通室を行うとともに、小学校の別室に登校し、学級の授業にオンラインで参加したり、学級の活動に参加したりするなどしている。今後も、当該児童及び当該児童の保護者と連携をとり、当該児童への支援を図っていく。